

(参考) 規制改革実施計画 (令和 5 年 6 月 16 日閣議決定) (抄)

障害福祉分野における手続負担の軽減 (ローカルルールの見直し等)

【a.e: 令和 5 年度措置、b: (前段) 令和 5 年度措置、(中段) 令和 5 年度検討・結論、c: (前段) 可能な限り速やかに検討を開始し、令和 6 年度結論、(後段) 令和 5 年度措置、d: 可能な限り速やかに検討を開始し、令和 6 年度結論、f: 令和 6 年度措置】

a こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。) に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者 (以下これらを総称して「障害福祉サービス等事業者」という。) が、障害者総合支援法及び児童福祉法 (その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。) の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、障害福祉サービス等事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の 3 者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討し、内容、件数及び処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。

b こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書及び指導監査関連文書について、標準様式及び標準添付書類 (以下「標準様式等」という。) を作成する。その際、当該標準様式等については、押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請するとともに、先行して標準様式が定められている介護サービスと共通化可能な部分は共通化することを基本とする。

その上で、障害福祉サービス等事業者が、当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる方向で検討する。

なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。

(参考) 規制改革実施計画 (令和5年6月16日閣議決定) (抄)

c こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び相談支援並びに児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所施設及び障害児相談支援の指定及び報酬請求(加算届出を含む。)に関連する申請・届出について、障害福祉サービス等事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、bの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするため、**障害福祉サービス等事業者の選択により、電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する。**その際、特段の事情があり、当該システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無についてはこども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。

なお、システムの整備に関する検討の結果を得るまでの当面の間、こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの(電子メールや地方公共団体が作成したウェブ上の入力フォームへの入力等を含む。)又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。

d こども家庭庁及び厚生労働省は、bの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく障害福祉サービス等事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現する方向で検討する。その際、特段の事情があり、cのシステムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無についてはこども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。

e こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき行う必要がある申請、届出その他の手続に関する負担軽減に係る地方公共団体の取組状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の有無、押印廃止の進捗状況及び紙による申請書類の有無も含めて確認し、公表する。

f こども家庭庁及び厚生労働省は、bの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、地方公共団体による独自ルールの明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する。

**令和6年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 9	障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究事業
補助基準額	12,000 千円を上限とする
事業概要	本事業は、「規制改革実施計画（令和5年6月閣議決定）」で令和6年度に結論を得ることと示されている「電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備についての検討」や、「地方公共団体ごとの独自ルール（※）の有無・内容を整理」するための実態把握や分析等を行う。 ※地域の特性に照らして申請・届出文書や帳票等の保存・提出について地方公共団体が独自に定めた規定・運用のこと。
指定課題を設定する背景・目的	障害福祉分野について、規制改革実施計画（令和5年6月閣議決定）で「事業者が法の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成すること」、「標準様式等に関する検討結果を踏まえ（中略）電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する」とされている。 このため、令和5年度障害者総合福祉推進事業において、「障害福祉サービスにおける各種行政手続き等の負担軽減に向けた調査研究」を実施し、サービス類型ごとに、標準様式等を作成しているところであるが、令和6年度はこれらの標準様式等をもとに電子的に申請・届出を可能とするシステムの整備についての検討を行うとともに、地方公共団体の独自ルールの実態把握や分析等を行うことで、手続負担の軽減に向けた取組を進めることを目的とする。
想定される事業の手法・内容	・「電子的に申請・届出を可能とするためのシステム」に必要な機能の検討を行う。具体的には、①と②の取組を行い、これを踏まえて検討を行うこと。 ①事業者によるウェブ入力・電子申請の実現に向けたシステムの全体像及び、実現された場合に期待される効果、自治体及び施設・事業所において想定される課題や配慮すべき事項等について把握することを目的とするヒアリング調査を実施する。 ②上記ヒアリング調査の結果及び有識者会議等での議論を踏まえ、手続負担の軽減に繋がるシステム構築に繋げるべく、具体的に検討すべき課題について整理する。 ③各自治体におけるシステム化の現状の実態把握等を目的とするアンケート調査を実施する（129 都道府県・政令市・中核市）。 ・文書の保存や提出に係る地方公共団体ごとの独自ルールで、地方公共団体ごとの相違があり、標準化・統一を検討した方がよいと感じていること等につい

	てアンケート調査（300 事業者）・ヒアリング調査を実施して、実態把握や分析等を行う。 有識者会議等の開催 無 ☒ 有 （ 10 名程度 × 2 回程度開催 ） ワーキンググループの開催 ☐ 無 有 （ 名程度 × 回程度開催 ） シンポジウム・研修等開催 ☐ 無 有 （ 名規模 × 回程度開催 ） アンケートの実施 無 ☒ 有 （ 300 名規模 × 1 回程度実施 ） アンケートの実施 無 ☒ 有 （ 129 名規模 × 1 回程度実施 ） ヒアリングの実施 無 ☒ 有 （ 6 名程度 × 1 回程度実施 ） ヒアリングの実施 無 ☒ 有 （ 5 名程度 × 1 回程度実施 ） その他：システムに必要な機能の検討
求める成果物の活用方法 （施策への反映）	「電子的に申請・届出を可能とするためのシステム」に必要な機能に基づいて、当該システム構築に係る入札手続を行う。 また、独自ルール of 分析結果等を地方公共団体に周知することで、各自治体において障害福祉サービス事業者が負担と感じているルール等の内容を確認の上、独自ルールを精査いただくとともに、真に必要なルール以外は、負担軽減の観点から整理を行う等の対応を厚生労働省から促す。 成果報告書印刷・納本 ※必須 10 部印刷・納本及び WEB 公開 パンフレット等の作成 ☐ 無 有 （ 部印刷・配布 / WEB 公開 ）
担当課室名 （内線番号）	障害福祉課課長補佐（内線 3101）

新規 推進枠 6-3 障害福祉分野における指定申請等の電子申請・届出システムの整備等 障害保健福祉部障害福祉課 (内線3101)

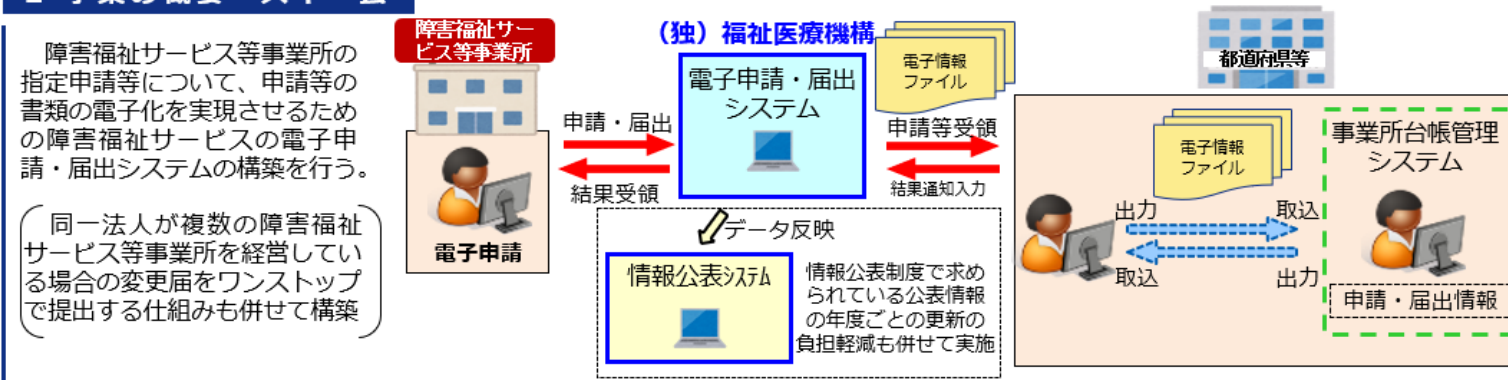
令和7年度概算要求額 **6.3億円** (— 億円) ※ () 内は前年度当初予算額
 うち 推進枠 6.3億円

注) 概算要求額は所要額8.7億円に、全事業所数に対する障害者へのサービスを提供する事業所数の割合を乗じた額

1 事業の目的

- 障害福祉分野の人材の確保が喫緊の課題とされる中で障害福祉現場の負担軽減は重要な取組であり、令和5年度規制改革実施計画に基づき、指定申請等の標準様式等の作成や手続の簡素化など、手続負担の軽減に向けた必要な取組を実施。
- 上述の取組に加え、電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備を行うことで、事業者等の更なる負担軽減に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム



3 メリット

- 事業者においては、WEBでの申請により、従来の窓口持参や郵送等と比べ、文書印刷や運搬に要するコストの削減や事務作業に要する時間の短縮が見込まれる。これにより、職員の業務をサービス提供により注力することが可能となる。
- 自治体においては、申請・届出情報の台帳管理システムへのデータの移動が容易になり、入力ミスや負担の軽減（文書受付や書類確認の事務作業に要する時間短縮を含む）が見込まれる。

4 交付先（実施主体）等

交付先：独立行政法人福祉医療機構
 補助率：定額

推進枠

拡充

業務管理体制データ管理システム事業費

社会・援護局障害保健福祉部企画課（内線3009）

令和7年度概算要求額 79百万円（4百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

障害福祉サービス事業者に対し、法令遵守の義務の履行が確保されるよう、業務管理体制の整備及び整備に関する事項の届け出を義務づけている。この整備及び届出について、業務管理体制に係る指導監督権者（国・都道府県・市町村）の指導監督が適切に行われるよう、障害福祉サービス事業者の情報を共有化するシステムの運用を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 業務管理体制データ管理システムの運用
障害福祉サービス事業者について、事業の展開状況、事業規模により、①業務管理体制の整備に関する事項の届出先（国、都道府県等、市町村）、②整備すべき業務管理体制の基盤（内容）が異なることから、国、都道府県等、市町村における業務管理体制に係る指導監督が適切に行われるよう、事業者情報を届出先別及び整備すべき業務管理体制別に分類するシステムの運用を行う。
- 業務管理体制データ管理システムについては、政府共通プラットフォームを利用して運用を行っている。
- 行政手続きオンライン化に向け、令和7年度にシステム改修を行う。

3 実施主体等

- 実施主体等
国（民間業者へ委託 補助率10／10）
- 予算費目・内訳
（項）障害保健福祉費
（目）社会保障関係情報化業務庁費
 - 業務管理体制データ管理システムの運用に係る経費 3,954,000円
 - 業務管理体制データ管理システムの改修に係る経費 75,253,000円